男女平等参画のための東京都行動計画の 改定に当たっての基本的考え方について

答 申

平成 24 年 1 月 18 日

東京都男女平等参画審議会

はじめに

平成 12 年に、東京都は全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。これに基づき、東京都男女平等参画審議会の答申を踏まえて、平成 14 年1 月に、平成 14 年度から 18 年度までを計画期間とする「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定、平成 19 年 3 月には、平成 19 年度から 23 年度までを計画期間とする「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2007」を策定しました。

都は、この行動計画に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて、着実な施策の 推進を図ってきました。特に、雇用の分野における参画の促進、仕事と家庭・地域 生活の調和の推進、配偶者からの暴力の防止の3つの重点課題を中心として、都の 施策を推進するとともに、都民・事業者についても、「東京都男女平等参画を進め る会」を通じて、男女平等参画社会の実現に向け、行政と連携した自主的な取組を 促してきました。

現行動計画は平成 23 年度末で計画期間が終了することから、当男女平等参画審議会では、平成 23 年 7 月に知事から「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」の諮問を受け、審議を行ってきました。

審議に当たっては、急速に進行している少子・高齢化や若年層、ひとり親家庭、高齢者等の特別な配慮を必要とする人への対応などを中心に、現行動計画の進捗状況や昨年 12 月に閣議決定された国の第 3 次男女共同参画基本計画を勘案し、約 5 か月にわたって議論を重ねてきました。10 月には「中間のまとめ」を公表し、都民意見の募集を行ったところ、広く都民・事業者の皆様から多くのご意見を寄せていただきました。本審議会では、寄せられた皆様のご意見を参考に、更に議論を深め、行動計画の改定に当たっての基本的考え方をここに答申するものです。

本答申では、社会経済環境の変化や急速に進む少子・高齢化の中で、都がめざすべき男女平等参画社会のあり方などの基本的考え方と行動計画に盛り込むべき事項を分野別に示しています。

本審議会は、都がこの答申をもとに、都民・事業者の皆様の協力を得ながら、実 効性ある行動計画を策定し、これからの時代にふさわしい男女平等参画社会の実現 に向けて、着実な施策展開を図っていくことを求めるものです。

東京都男女平等参画審議会 会長 福 原 義 春

目 次

第1部	基本的考え方
1	都・国の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	男女平等参画をめぐる現状認識 ・・・・・・・・・・・・ 1
3	めざすべき男女平等参画社会のあり方 ・・・・・・・・・ 3
4	めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて・・・・・・・・ 4
5	行動計画の数値目標について・・・・・・・・・・・・ 6
第2部	行動計画に盛り込むべき事項
第1章	f あらゆる分野への参画の促進 ・・・・・・・・・・・・ 7
(1)働く場における男女平等参画の促進 ・・・・・・・・・・ 8
	① 均等な雇用機会の確保 ・・・・・・・・・・・ 8
	② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備 ・・・・・・ 11
	③ 起業家・自営業者への支援 ・・・・・・・・・ 15
	④ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援・・・・17
(2	2) 社会・地域活動への参画促進 ・・・・・・・・・・・・ 19
	① 政治・行政分野への参画促進・・・・・・・・・・ 19
	② 地域・防災分野への参画促進・・・・・・・・・・ 21
	③ 教育分野への参画促進・・・・・・・・・・・・ 23
第2章	世事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現・・・・・・・ 25
(1	.) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現・・・・・ 26
(2	2) 子育てに対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・ 30
(3	3) 介護に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・33
第3章	5 特別な配慮を必要とする男女への支援・・・・・・・・・・ 35
(1	.) ひとり親家庭への支援 ・・・・・・・・・・・・・ 36
(2	2) 高齢者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(3	3) 若年層への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第4章	5 人権が尊重される社会の形成 ・・・・・・・・・・・・・44
(1)男女平等参画を阻害する暴力への取組 ・・・・・・・・・・45
	① 性暴力・ストーカー等の防止 ・・・・・・・・・ 45
	② セクシュアル・ハラスメントの防止 ・・・・・・・・ 47
(2	2) 生涯を通じた男女の健康支援 ・・・・・・・・・・・・50
	3) 男女平等参画とメディア ・・・・・・・・・・・・・53
第5章	5 男女平等参画を推進する社会づくり・・・・・・・・・・ 55
,	.) 教育・学習の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・56
(2	2) 普及・広報の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・59
	① 情報・交流の推進 ・・・・・・・・・・・ 59
	② 社会制度・慣行の見直し ・・・・・・・・・・・60
(3	3) 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
参考資	登料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63